

放課後デイ管理責任者に有罪 利用者の中1死亡、大阪地裁

2024/12/23 11:49

 印刷

大阪地方裁判所



大阪府吹田市の放課後等デイサービス施設「アルプスの森」で2022年、利用者の送迎時に安全管理を怠り、行方不明となった中学1年生を川で溺死させたとして、業務上過失致死罪などに問われた施設運営会社の支援管理責任者だった宇津雅美被告（66）に大阪地裁は23日、懲役1年10月、執行猶予4年（求刑懲役1年10月）の判決を言い渡した。

中井太朗裁判官は判決理由で、利用者の特性などを考慮すれば、敷地外への飛び出し防止対策を講じることは十分に可能で「危機意識に欠けていた」と指摘。また別の利用者を殴ったり、蹴ったりした暴行は強度で悪質だとした。一方、事業所の閉所で職を失うなど社会的制裁を受けたとして執行猶予を付けた。

判決によると、22年12月9日、自閉症や知的障害がある清水悠生さん＝当時（13）＝が送迎車の乗降時、施設敷地外に飛び出すのを防ぐ対策を怠り、近くの川で溺死させた。23年には利用者の男子高校生に暴行した。

被告の弟で同社代表社員宇津慎史被告（61）も、利用者への暴行罪などで有罪判決を受けた。